

多様な教育機会確保法（仮称）案のいきさつ —フリースクールと不登校の子どもの側面から

異なる二つのニーズを合わせて、一つの法律として今国会での成立をめざしているのが「多様な教育機会確保法（仮称）案」（正式名称「義務教育の段階における普通教育の多様な機会の確保に関する法律案」）。

2015年5月27日に超党派フリースクール等議員連盟、夜間中学等義務教育拡充議員連盟が合同総会を開催し、「義務教育の段階における普通教育の多様な機会の確保に関する法律案（試案）」を採択し立法チームを設置した。

超党派フリースクール等議員連盟は、フリースクール全国ネットワーク（全国各地の不登校の子どもの居場所、フリースクール83団体）と多様な学び保障法を実現する会のはたらきかけがあって発足したという。

■どんな法律か

目的と基本理念は、「様々な事情により義務教育諸学校で普通教育を十分に受けていない子供や学齢を超えた後に義務教育諸学校への就学を希望する者（当該学校での教育を十分に受けずに中学校等を卒業したもの）が、年齢又は国籍にかかわらず、義務教育段階における普通教育を受ける機会を与えられるようにする」（座長試案）というもの。

中学卒業した人でも、十分に教育を受けていないのもう一度教育を受けたいと本人が望めば夜間中学等に通うことができる。また、長期に学校に通っていない子どもの保護者が個別学習計画を提出して教育委員会に認められたら、フリースクールや家庭で学んだことを義務教育修了と同等とみなされる。中学に通う子どもには卒業証書授与だが、多様な教育機会確保法によって学校外で学ぶことにした子どもには修了証書授与。議連の立法チーム座長馳浩衆議院議員は自身のブログ（2015年5月27日）に、「修了認定があれば、高校受験資格を与える、というもの」、「この認定システムで、保護者は就学義務を果たしたものとみなす」と記す。

■経緯と経過

- | | | |
|-------|--------|---|
| 2001年 | 2月3日 | フリースクール全国ネットワーク設立 |
| 2008年 | 5月末 | フリースクール環境整備推進議員連盟発足（小宮山洋子会長、馳浩幹事長） |
| 2009年 | 4月 | フリースクール全国ネットワーク「新法研究会」発足 |
| 2012年 | 7月 8日 | 「オルタナティブ教育法を実現する会」設立。同年10月8日「多様な学び保障法を実現する会」に名称変更 |
| 2012年 | 12月16日 | 衆議院議員選挙で自民党が圧勝、政権交代 |

- 2012年12月26日 第二次安倍内閣発足
- 2014年 6月 3日 超党派フリースクール等議員連盟発足（河村建夫会長、馳浩幹事長、林久美子事務局長、議員50名超）
- 2014年 7月 3日 教育再生実行会議第5次提言「今後の学制等の在り方について」において、「国は、小学校及び中学校における不登校の児童生徒が学んでいるフリースクールや、国際化に対応した教育を行うインターナショナルスクールなどの学校外の教育機会の現状を踏まえ、その位置付けについて、就学義務や公費負担の在り方を含め検討する」と提言。政府がフリースクール等への支援検討を開始。
- 2014年 9月10日 安倍首相、フリースクール「東京シューレ」訪問。
- 2014年10月 文科省、フリースクール・不登校施策に関する省内検討チーム（主査：丹羽秀樹文部科学副大臣、主査代理：赤池誠章文部科学大臣政務官）を設置
- 2014年10月27日 下村文科大臣、川崎市「フリースペースえん」視察
- 2014年11月24日 文科省主催「全国フリースクール等フォーラム」が文部科学省講堂で開催
- 2014年11月28日 文科省主催「全国不登校フォーラム」が東京で開催
- 2015年 1月 フリースクール等に関する検討会議設置
- 2015年 2月18日 超党派フリースクール議連第2回総会、立法をめざすと宣言
- 2015年 3月 4日 教育再生実行会議第6次提言
- 2015年 5月27日 超党派フリースクール等議員連盟、夜間中学等義務教育拡充議員連盟が合同総会を開催。「多様な教育機会確保法（仮称）案」試案採択
- 2015年 6月11日 大阪で「ちょっと待った！多様な教育機会確保法案 緊急アピール」に向けて緊急集会開催
- 2015年 6月16日 「多様な教育機会確保法（仮称）」制定を目指すフリースクール等院内集会開催
- 2015年 7月26日 多様な学び保障法を実現する会2015年度総会「公開イベント 多様な教育機会確保法を知ろう」開催
- 2015年 7月30日 文科省、各都道府県教育委員会教育長、各指定都市教育委員会教育長へ通知。不登校等で、実質的に義務教育を受けられず、再度中学校に入学を認めることが適当な場合、夜間中学での受入れを可能とする。
- 2015年 8月 8日～フリースクール全国ネットワークが多様な教育機会確保法案について説明と話し合いを行う「学校外の学びを応援する法律を

つくろう！！ 全国キャラバン」をスタートさせる。仙台、東京、札幌、長崎、福岡、大阪、長野、沖縄の8ヶ所で開催。

2015年 8月11日 フリースクール議連と夜間中学支援議連の合同総会。条文審査。

2015年 8月27日 多様な教育機会確保法立法チーム(第11回)、条文とりまとめ。学校教育法の特例としての法案、座長(馳浩衆議院議員)一任で、9月2日に開催のフリースクール議連と夜間中学支援議連の合同総会で報告となる。馳座長は8月27日のブログに以下のように記す。「合同総会で河村建夫会長一任を取り付けて、そのあとは各党手続き。各党手続きの上、国会提出会派の取りまとめ。全会派一致で委員長提案となることを期待したいが、今国会成立のためにも。しかし、急いではことを仕損じる。丁寧に。就学義務の特例により、多様な教育機会を確保するのだから、74年ぶりの制度改革。慎重に、慎重に。議論を尽くした上で、結論を導きたい。なぜならば法律の運用が肝心だからこそ」。

2015年 9月 2日 フリースクール議連と夜間中学支援議連の合同総会。立法チームの総意ではなく座長案として法案が公開された。各党に持ち帰って検討、調整。

2015年 9月 9日 本日「ますます不登校の子どもが追いつめられる!?『多様な教育機会確保法案大検討会』」

■疑問、問題点

- ・子どもに決定権がない
- ・フリースクールが制度に位置づけられることで行政の介入がはじまり、子どもが安心できる居場所がなくなる
- ・中卒の資格がない子が出てくる
- ・個別学習計画で管理される
- ・格差を広げる
- ・教育の民営化の入り口になる。塾等がフリースクール(通信教育含む)として参入してくる
- ・エリート教育につながる などなど

■法案は、当事者のためになるのか

フリースクール全国ネットワークは、2015年6月17日の院内集会の案内で以下のように呼びかけていた。

「学校外で学ぶことを公的に認め、応援するための法律が、超党派の議員連盟により提案さ

れました。法案には、私たちフリースクール等のオルタナティブ教育、ホームエデュケーションなどの実践者、保護者、支援者が連携し、要望してきた内容が活かされ、また夜間中学校など、義務教育の年齢を超えた人の学ぶ機会の充実も盛り込まれています。

実現すれば、全国に12万人いる不登校の子どもはもちろん、学校が合わないけど無理をして通っている子ども、外国籍で日本の学校に通っていない子ども、その他さまざまな理由から学校外の場を選んだり、学齢期に学校に通えなかった人など、多くの人が安心してのびのびと学び、誇りを持って社会へと羽ばたいていける世の中が実現するでしょう。

当日は、議員連盟の三役である河村建夫議員、馳浩議員、林久美子議員をはじめ、多くの議員の皆様にもご出席をお願いしています。法律の早期実現とともに、学びの多様性の確保、経済的支援の充実、そして何よりも子ども自身の意思の尊重と、最善の利益の確保を求め、私たちの声を直接届けましょう。多くの皆様のご参加をお待ちしています」

この法律ができれば、ほんとうに安心してのびのびと学び、誇りを持って社会へと羽ばたいていける世の中が実現するのか。

フリースクール全国ネットワーク代表理事や多様な学び保障法を実現する会の共同代表でもあるフリースクール東京シューレ理事長・奥地圭子さんは、「フリースクールを学校と対等に位置づけ、学校に行く代わりにフリースクールで育つという選択肢もありだし、どこにも通わないで家で学び 育つ“ホームエデュケーション”もあり。そうやってその子に合ったいろんなかたちで学びの場を選んでいくことが、社会の中でちゃんと認められれば、自分がだめだとか、ちゃんとした大人になれないといった自己否定感が強くなることはないと思うんです」（政策シンクタンク PHP 総研のサイト「社会変革プラットフォーム 変える力」[変える人] 2014年5月27日）と語っているが、多様な教育機会確保法では、フリースクールは学校と対等に位置づけられていない。

多様な教育機会確保法（仮称）案の目的は、「様々な事情により義務教育諸学校で普通教育を十分に受けていない子供や学齢を超えた後に義務教育諸学校への就学を希望する者」へ多様な教育機会を確保すること。どの子も、学校かフリースクール、ホームエデュケーションを選べるという法律ではない。修了認定の仕方にも違いがある。

学校に合わない子はほかの場所で学べる。それは子どもを分けるということだ。まず学校があつて、そこになじまない子がほかの場所へ振り分けられる。障害を持つ子は特別支援学校へということと同じ発想なのだろう。普通学校が基本としてあつて、その他に特別支援学校、フリースクール、学齢期を超えた子は夜間中学……。なじめない学校の側が変わっていく機会がますますなくなり、地域のどの子も安心して通える学校にする努力をしてきた人たちと子どもたちを分断する法律とも言える。学校のスリム化、めんどくさい子の排除になる。

不登校の子たちが通うフリースクールや居場所をしている人たちやそこに通う人の多くは、学校でもフリースクールでもどちらで育っても社会に出たときに分け隔てなく見られ

ることを望んでいるのであって、「学校で学べない子は、フリースクールで学んだことで卒業ではないけど義務教育修了扱いにするよ」ということではなかったのではないか。履歴書に何と書けばいいのか…。

多様な教育機会があることが広まっていけば、フリースクールでも学校でも夜間中学でもどこで学んできたかということも誰も気にしなくなるというのだろうか。

法律によって規定されることはとても大きい。学校以外の場所で学ぶ子どもは、学校で普通教育を受けられなかった子という認識（レッテル貼り）がさらに強化されるだろう。そんな差別を明確にする法律を21世紀につくるというのは、なんなんだ？ しかも、市民の側が積極的に求めていくというというのは、どういうことなんだろう？ 国が応じてきた背景にはなにがあるんだろう？ ここでまた立ち止まって考えたり、引き返したりすることが必要になっている。